

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年3月15日
【発行者名】	アバディーン投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石川 五生
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目2番3号虎ノ門清和ビル
【事務連絡者氏名】	渡瀬 久美子
【電話番号】	03-4578-2211
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	アバディーン日本小型株ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	上限 2,000億円
【縦覧に供する場所】	該当なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年12月7日付で提出した有価証券届出書の内容に変更があったため、訂正届出書を提出いたします。

2【訂正の内容】

平成25年3月18日より、_____下線の箇所を訂正いたします。

第一部【証券情報】

<訂正前>

(6)【申込単位】

購入申込みの単位（購入単位）は次の通りです。

当初申込みの場合 20万円以上1円単位

追加申込みの場合 1万円以上1円単位

* 申込手数料(消費税相当額込)を含めて上記の単位でお申込みいただけます。

* 「追加申込み」とは、購入申込み時点で当該ファンドの保有残高がある場合をいいます。

<訂正後>

(6)【申込単位】

申込単位（購入単位）は、販売会社が定める単位とします。

収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する申込単位（購入単位）によるものとします。

販売会社によって申込単位（購入単位）が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<訂正前>

(8)【申込取扱場所】

次の場所において申込みを取扱います。

株式会社三井住友銀行 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

(注) 国内の本支店等において申込みの取扱いを行います。以下これら全体または各々を「販売会社」と総称すること
があります。なお、販売会社と販売会社以外の証券会社および登録金融機関が取次契約を結ぶことにより、当
ファンドの申込みを取次くことがあります。

<訂正後>

(8)【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取扱います。

販売会社については、後記の「照会先」にお問い合わせください。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

d. 商品分類等

当ファンドは「追加型投信/国内/株式」です。

* 社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

商品分類表

(中略)

属性区分表

(中略)

(注) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご参照ください。

<訂正後>

d. 商品分類等

当ファンドは「追加型投信/国内/株式」です。

* 一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

商品分類表

(中略)

属性区分表

(中略)

(注) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご参照ください。

3【投資リスク】

基準価額の主な変動要因等

価格変動リスク

<訂正前>

株価は、発行企業の業績、株式市場の需給、国内および国際的な政治・経済情勢などの影響を受け大きく変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。

<訂正後>

株価は、発行企業の業績、株式市場の需給、国内および国際的な政治・経済情勢などの影響を受け大きく変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。

その他

<訂正前>

・当ファンドは、クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の1）の適用はありません。
（以下、略）

<訂正後>

・当ファンドは、クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
（以下、略）

4【手数料等及び税金】

（5）【課税上の取扱い】

<訂正前>

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

また、『東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法』により、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで、下記各記載の所得税率に基づく所得税額に対して2.1%の税率による復興特別所得税が課されます。

a. b.（略）

c. 個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

普通分配金については配当所得として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率*による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。または、確定申告を行い、申告分離課税ないし総合課税を選択することもできます。

* 平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）、平成26年1月1日からは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となる予定です。

解約金または償還金に対する課税

解約時または償還時の差益（解約時または償還時の価額から取得したときの費用（購入時手数料および消費税相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得として、10%（所得税7%および地方税3%）*の税率により、申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収あり）の場合は、源泉徴収され申告は不要です。

* 平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）、平成26年1月1日からは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となる予定です。

損益通算について

（略）

d. 法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに解約時または償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）*の税率で源泉徴収されます。地方税の特別徴収はありません。

なお、所得税額控除制度の適用があります。

* 平成25年1月1日から平成25年12月31日までは7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）、平成26年1月1日からは15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となる予定です。

* 上記は平成24年9月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

<訂正後>

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

a. b.（略）

c. 個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

普通分配金については配当所得として、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）*の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。または、確定申告を行い、

申告分離課税ないし総合課税を選択することもできます。

* 平成26年1月1日からは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となる予定です。

解約金または償還金に対する課税

解約時または償還時の差益（解約時または償還時の価額から取得したときの費用（購入時手数料および消費税相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得として、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）*の税率により、申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収あり）の場合は、源泉徴収され申告は不要です。

* 平成26年1月1日からは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となる予定です。

損益通算について

（略）

d. 法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに解約時または償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）*の税率で源泉徴収されます。地方税の特別徴収はありません。

なお、所得税額控除制度の適用があります。

* 平成26年1月1日からは15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となる予定です。

* 上記は平成25年1月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

b. 申込単位（購入単位）

<訂正前>

当初申込みの場合 20万円以上1円単位

追加申込みの場合 1万円以上1円単位

* 申込手数料（消費税等相当額込）を含めて上記の単位でお申込みいただけます。

* 「追加申込み」とは、お申込み時点で当該ファンドの保有残高がある場合をいいます。

<訂正後>

販売会社が定める単位とします。

収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する申込単位（購入単位）によるものとします。

販売会社によって申込単位（購入単位）が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

<訂正前>

- a. 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金・その他の資産をいいます。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

b. ~ d.（略）

<訂正後>

- a. 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金・その他の資産をいいます。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

b. ~ d.（略）

第三部【委託会社等の情報】

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(2) 販売会社

< 訂正前 >

(平成24年9月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社三井住友銀行	1,770,996百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

< 訂正後 >

(平成24年9月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社三井住友銀行	1,770,996百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社SBI証券 ^{*1}	47,938百万円 (平成24年12月末日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社 ^{*2}	7,495百万円 (平成24年12月末日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融取引業を営んでいます。

* 1 平成25年3月19日より取り扱いを開始する予定です。

* 2 平成25年3月22日より取り扱いを開始する予定です。